清掃業務（概算契約）の中止に係る特約条項

（キャンセル料）

第１条　協会が本契約第２０条第１項に基づき必要があると認めて、受注者に対し業務を中止させた場合は、業務委託料に代えて、本特約条項に定めるキャンセル料を支払うものとする。

２　キャンセル料は、次条に定める算定基礎額に別表１に掲げる割合を乗じた金額とする。

３　本契約第２０条第１項の「必要があるとき」は、別表１に区分するとおり、「天災等」、「協会理由」「受注者理由」に三分するものとする。

４　天災等（本契約第２８条第１項も同じ）は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象を意味し、協会が天災等に起因して業務を中止させた場合は、別表１における天災等を適用する。

５　前項以外の事由のうち協会の都合による又は協会の責めに帰すべき事由により業務を中止させた場合は、協会理由を適用する。

６　前２項以外の事由に起因して協会が業務を中止させた場合は、受注者理由を適用する。

７　キャンセル通知の起算時は、勤務開始時間とする。

（キャンセル料算定基礎額）

第２条　キャンセル料算定基礎額は、中止となった日に予定していた清掃業務に係る委託料（日額）とする。

別表１

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 清掃業務中止の通知日時 | | | | |
|  | ～２日前  （48時間前） | ～４日前  （96時間前） | ～７日前  （168時間前） | ～14日前  （336時間前） | 14日以前 |
| 天災等 | 100％ | 50％ | ０％ | ０％ | ０％ |
| 協会理由 | 100％ | 70％ | 50％ | 25％ | ０％ |
| 受注者理由 | ０％ | ０％ | ０％ | ０％ | ０％ |